

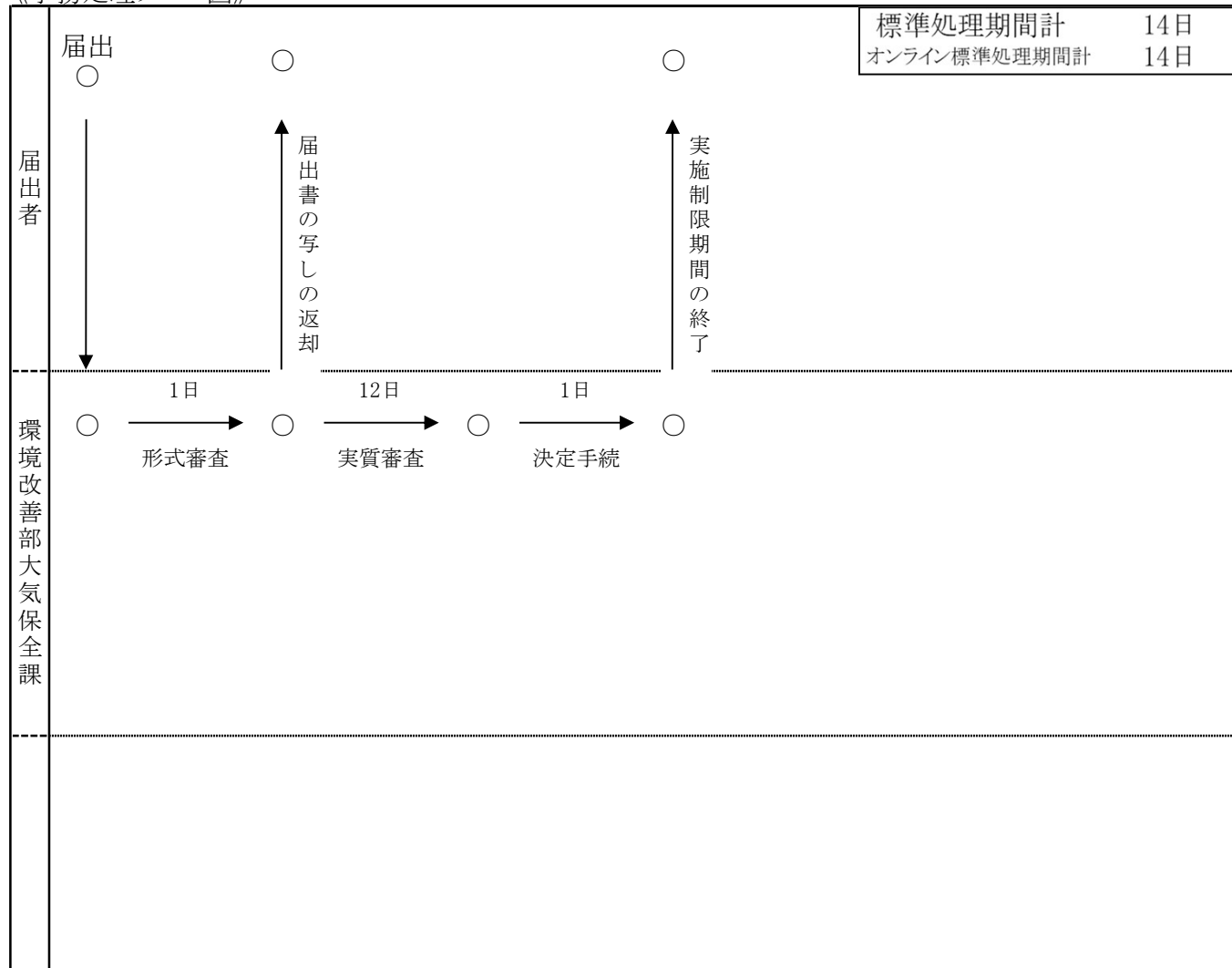
(令和6年 月 日更新)

事務処理フロー図

事務名 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出

作成部署 環境局環境改善部大気保全課大気担当 電話42-355

《事務処理フロー図》



標準処理期間計	14日
オンライン標準処理期間計	14日

《事務処理フロー図の説明》

項番	項 目	説 明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	届出書の写しの返却	届出者に届出書の写しを返却します。
		(オンライン提出の場合、届出書の写しの返却はありません。)
3	実質審査	届出書の内容について審査基準(法第18条の14の作業基準)を満たしているかどうかを審査します。
4	決定手続	審査結果について、大気保全課長が決定します。
5	実施制限期間の終了	法第18条の17により届出日から14日間は作業を実施できません。(審査基準に適合しないと認めるときは、計画変更その他必要な措置を命令します。)